

## 新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、二酸化炭素排出抑制を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、二酸化炭素排出抑制効果の高い電気自動車等を導入する事業者に対して、予算の範囲内において新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、別表第1に定める要件を満たす電気自動車等（以下「対象車」という。）とし、市内の事業者が使用する目的で購入するものとする。ただし、当該事業者名又は代表者名が使用者として自動車検査証に記載されており、かつ、自動車検査証又は自動車検査記録事項に記載されている使用者住所、使用の本拠が新見市内であるものに限る。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する法人又は個人事業主
- (2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者
- (3) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税、付属品、諸経費等を除く。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、1回限りとする。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めたときは、新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第3号）による請求に基づき補助金

を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(管理)

第9条 申請者は、対象車を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰すことのできない理由により、対象車を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分)

第10条 申請者は、対象車の法定耐用年数の期間内において、当該対象車を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象車を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、補助金相当額の返還を求めることができる。

(協力依頼)

第11条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する交付決定の取消し等、第10条に規定する取得財産等の処分については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

対象機器	個別要件	申請日
電気自動車	自動車販売店にて購入し、経済産業省が各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において、補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。	支払日から90日以内の申請であること。

	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により初めて新規登録を受ける自動車(普通自動車、小型自動車)又は、初めて新規検査を受ける軽自動車であること。	
--	--	--

別表第2 (第4条関係)

対象機器	補助対象経費	補助金額
電気自動車	車両本体の購入費 ただし、国等から同対象車に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を対象経費から控除する。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。 ただし、市内業者で購入した場合は、上限を30万円とする。

別表第3 (第5条関係)

対象機器	添付が必要な書類
電気自動車	1 領収書(領収書と同等の支払証憑、銀行発行の振込証明書等)及び内訳書の写し 2 ナンバープレート含む車両の写真及び車両を保管・充電する場所の写真 3 自動車車検証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を含む)の写し 4 納税等状況調査同意書 5 誓約書 6 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類(必要に応じて) 7 その他市長が必要と認める書類(必要に応じて)



様式第1号（第5条関係）

新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所

事業者名

代表者名

（担当：

連絡先

新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり、申請します。

保管場所	新見市		
対象車	<input type="checkbox"/> 電気自動車	<input type="checkbox"/> プラグインハイブリット車	
メー カー		型式	
支払日	年 月 日	購入業者	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者
対象経費	円		
国等補助金	円		
補助申請額	円		
※担当者所見			

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住 所  
事業者名  
代表者名

年 月 日付けで申請のあった新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付については、次のとおり決定したので、新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長

印

補 助 年 度	年 度
補 助 金 付 定 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者名  
(担当 : )  
連絡先

新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令 第 号
補 助 年 度			年度
補助金交付決定通知額			円
交 付 請 求 額			円
添 付 書 類	新見市事業者用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書の写し		

金融機関名		店舗名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること。